年末年始の業務のご案内

施設名	12月28日 (土)	12月29日 (日)	12月30日 (月)	12月31日 (火)	1月1日 (水)	1月2日 (木)	1月3日 (金)	1月4日 (土)	1月5日	1月6日 (月)
役場・石崎出張所・湯ノ岱出張所	休	休	0	休	休	休	休	休	休	0
総合福祉センター ジョイ・じょぐら	0	0	休	休	休	休	休	休	休	休
国民温泉保養センター	0	0	0	休	休	休	0	0	0	0
花沢温泉簡易浴場	0	0	0	休	休	休	0	0	0	0
(診療所)上ノ国診療所	午後より休み	休	休	休	休	休	休	日後より休み	休	0
石崎診療所	休	休	休	休	休	休	休	休	休	0
(歯科診療所)上ノ国歯科診療所	午後より休み	休	休	休	休	休	休	日後より休み	休	0
石 崎歯科診療所	休	休	休	休	休	休	休	休	休	0
し尿収集	日後より休み	休	0	休	休	休	休	休	休	0
ごみ収集	ごみ収集カレンダーでご確認ください。									
南部桧山清掃センター	午後より休み	休	0	休	休	休	休	休	休	0

○印が開庁・開館・開業日

70歳以上の老人世帯 身体・知的障害者 母子世帯 に灯油の購入費を助成します。

町では、昨年から引き続く灯油価格の高騰による生活不安を解消するため、経済的に厳しい 高齢者世帯や心身に障害を有する方がいる世帯などに対し、緊急的に生活の一助として、灯油 購入費の一部を助成します。

1 対象となる世帯

(平成26年2月1日時点)

- ①70歳以上の高齢者のみで構成する世帯
- ②70歳以上の高齢者と満18歳未満の方、または 高校在学中の方で構成する世帯
- ③身体障害者手帳(1・2級)、または療育手帳(A 判定)の交付を受けている方がいる世帯
- ④母子(満18歳未満の方、高校在学中の方)で構成する世帯

2 対象となる条件

- ①平成26年2月1日時点で上ノ国町に住所を有し、住民基本台帳に登録されている世帯
- ②平成25年度市町村民税非課税世帯
- ※上記の条件を満たす世帯でも以下の方は対象と なりません。
- ·施設入所者 ·生活保護世帯
- ・「上ノ国町町税の滞納に対する制限措置に関す る条例」に該当する方がいる世帯

「1 対象となる世帯」のいずれかに該当し、 「2 対象となる条件」を満たしている場合は

1世帯につき 8,000円を助成します。

【申一請一方一法】

- ■申 込 期 間 平成26年2月3日(月)から平成26年2月28日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く)
- ■申 込 先 健康づくりセンター・湯ノ岱出張所・石崎出張所
- ■申請に必要なもの
 - 1)印鑑
 - ②口座振込希望者は銀行預金等の口座番号(JFマリンバンクは除く)
 - ③身体障害者手帳・療育手帳(お持ちの方のみ)
 - ④8,000円分以上の平成26年1月1日以降に灯油を購入した申請者となる方の名前の領収書等 ※亡くなられた方の名前の領収書は、購入先で申請者となる方の名前に訂正した後、提出願います。
 - ⑤平成25年1月1日以降に町外から転入された方は、前住所地での非課税を証明できる書類

